

京都市告示第 421 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 1 月 5 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
久世130号線	南区久世東土川町235番地地先から 同町239番地の2地先まで	メートル 122.00	4.05 ～メートル 4.10
久世歩1号線	南区久世東土川町232番地の3地先から 同町235番地の2地先まで	12.50	3.95 ～ 4.05
中書島駅北側 道線	伏見区葭島矢倉町57番地の3地先から 同町59番地の2地先まで	29.70	6.80 ～ 9.20

(建設局道路部道路明示課)